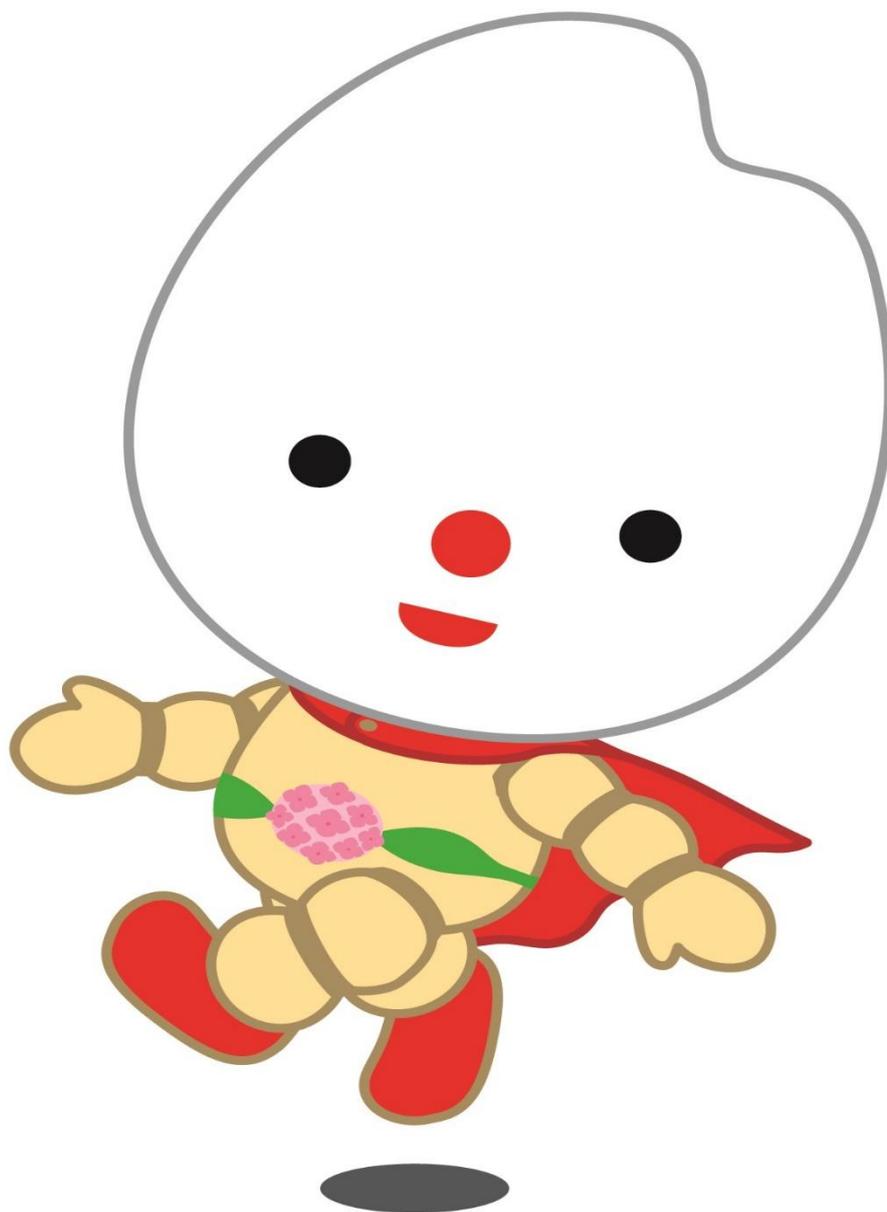


令和6年度
償却資産（固定資産税）申告について



河内町

申告書提出期限：令和6年1月31日（水）必着

提出先：河内町役場税務課

目 次

1	償却資産とは	
(1)	償却資産とは	2
(2)	資産の種類ごとの主な償却資産	2
(3)	業種別の主な償却資産	3
(4)	申告の必要のない資産の例	3
(5)	太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税について	4
2	償却資産の申告について	
(1)	申告していただく方	5
(2)	提出していただく書類	5
3	償却資産の評価と課税について	
(1)	納税義務者について	5
(4)	償却資産の評価	5
(5)	税額の計算	5
(6)	課税標準の特例	5
4	申告書の提出及びお問い合わせ先	5

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものを含まず。）をいいます（地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

(2) 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
		建物附属設備 ① 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 ② テナントの方が賃借している家屋に施行した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
第2種	機 械 及 び 装 置	各種製造・加工・修理等の産業用機械設備、ガソリンスタンド設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が0、00～09、及び000～099）
第3種	船 舶	貸ボート、モーターボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が、9、90～99 及び 900～999 のもの）、構内運搬車等 但し、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除きます。
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	事務机、事務椅子、パソコン、エアコン、理容・美容機器、パチンコ器、応接セット、陳列ケース、レジスター、金庫、自動販売機等

(3) 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。

業種	主な償却資産の例
各業種共通	事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、レジスター、コピー機、エアコン、パソコン、サーバー、LAN配線、看板、受変電設備、舗装路面、屋外照明設備、その他
小売業	冷凍機、冷蔵庫、陳列棚、陳列ケース、自動販売機、その他
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包器、その他
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く。）、大型特殊自動車、構内舗装、その他
飲食業	接客用家具・備品、冷凍・冷蔵庫、厨房設備、テレビ、カラオケ機器、日除け、看板、自動販売機、その他
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、レントゲン装置、歯科診療ユニット、電気血圧計等）、各種キャビネット、その他
自動車整備・ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、溶接機、受変電設備、動力配線、地下タンク、独立キャノピー、ガソリン計量器、洗車機、屋外照明・給排水設備、その他
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・フェンス・緑化施設等の外構工事、駐車場の舗装、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、サインポール、消毒殺菌設備、テレビ、タオル蒸し器、冷暖房設備、その他
娯楽業	パチンコ・パチスロ器、ゲーム器、パチンコ器取付台（シマ工事）、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケ機器、その他
駐車場業	塀、屋外照明、路面舗装等の外構工事、その他
太陽光発電業	ソーラーパネル、造作工事、架台、変電・送電設備、その他

(4) 申告の必要のない資産の例

次の資産は、償却資産の課税対象となりませんので、申告の必要はありません。

- ①土地や家屋として固定資産税が課されるもの
- ②自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ③無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権など）
- ④棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- ⑤取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満のもので、当該資産の取得に要した経費が一時損金又は必要経費に算入されるもの
- ⑥取得価額が20万円未満の償却資産で事業年度ごとに一括して3年間で減価償却を行うもの

(5) 太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税について

（太陽光発電設備を設置された方へ）

＜固定資産税（償却資産）のお知らせ＞

固定資産税は、土地、家屋の他に償却資産（事業に用いる機械・備品等の資産）についても課税されます。下表に基づき太陽光発電設備（ソーラーパネル発電）も固定資産税の課税対象となる場合があります。

償却資産に該当する設備を所有されている方は、固定資産税（償却資産）の申告をお願いします。毎年1月31日までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税は課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となりますのでご注意ください。

(1) 申告対象となる太陽光発電設備の区分

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw以下の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は 課税の対象 となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては 課税の対象外 となります。
個人（事業用）	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として 課税の対象 となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として 課税の対象 となります。	

(2) 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計
太陽光パネルを家屋の屋根材として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
太陽光パネルをカーポートや庭など、家屋以外の場所に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

家屋：家屋として評価の対象となり、償却資産としての申告は不要です。

償却：償却資産に該当します。償却資産としての申告が必要です。

